

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行	改正案	改正理由																																								
<p>本則 (規則番号) 第6条 規則等には、その種類(規則、規程又は細則とする。以下この条において同じ。)ごとに、当該種類及び番号(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連番号とする。)を付すものとする。</p> <p>2 前項の種類の前には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める略称を付すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局等の規則等 別表第2に掲げる当該部局等の略称</p> <p>(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p> <p>別表第2(第6条第2項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 882 685 1362"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農</td> <td>農学研究院、農学府及び農学部</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>工学研究院、工学府及び工学部</td> </tr> <tr> <td>グ</td> <td>グローバルイノベーション研究院</td> </tr> <tr> <td>生</td> <td>生物システム応用科学府</td> </tr> <tr> <td>連</td> <td>連合農学研究科</td> </tr> <tr> <td>グ教</td> <td>グローバル教育院</td> </tr> <tr> <td>図</td> <td>図書館</td> </tr> <tr> <td>産</td> <td>先端産学連携研究推進センター</td> </tr> <tr> <td>保</td> <td>保健管理センター</td> </tr> </tbody> </table>	略称	部局等	農	農学研究院、農学府及び農学部	工	工学研究院、工学府及び工学部	グ	グローバルイノベーション研究院	生	生物システム応用科学府	連	連合農学研究科	グ教	グローバル教育院	図	図書館	産	先端産学連携研究推進センター	保	保健管理センター	<p>本則 (規則番号) 第6条 規則等には、その種類(規則、規程又は細則とする。以下この条において同じ。)ごとに、当該種類及び番号(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連番号とする。)を付すものとする。</p> <p>2 前項の種類の前には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める略称を付すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局等の規則等 別表第2に掲げる当該部局等の略称</p> <p>(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p> <p>別表第2(第6条第2項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 882 1581 1362"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農</td> <td>農学研究院、農学府及び農学部</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>工学研究院、工学府及び工学部</td> </tr> <tr> <td>グ</td> <td>グローバルイノベーション研究院</td> </tr> <tr> <td>生</td> <td>生物システム応用科学府</td> </tr> <tr> <td>連</td> <td>連合農学研究科</td> </tr> <tr> <td>グ教</td> <td>グローバル教育院</td> </tr> <tr> <td>図</td> <td>図書館</td> </tr> <tr> <td>産</td> <td>先端産学連携研究推進センター</td> </tr> <tr> <td>保</td> <td>保健管理センター</td> </tr> </tbody> </table>	略称	部局等	農	農学研究院、農学府及び農学部	工	工学研究院、工学府及び工学部	グ	グローバルイノベーション研究院	生	生物システム応用科学府	連	連合農学研究科	グ教	グローバル教育院	図	図書館	産	先端産学連携研究推進センター	保	保健管理センター	
略称	部局等																																									
農	農学研究院、農学府及び農学部																																									
工	工学研究院、工学府及び工学部																																									
グ	グローバルイノベーション研究院																																									
生	生物システム応用科学府																																									
連	連合農学研究科																																									
グ教	グローバル教育院																																									
図	図書館																																									
産	先端産学連携研究推進センター																																									
保	保健管理センター																																									
略称	部局等																																									
農	農学研究院、農学府及び農学部																																									
工	工学研究院、工学府及び工学部																																									
グ	グローバルイノベーション研究院																																									
生	生物システム応用科学府																																									
連	連合農学研究科																																									
グ教	グローバル教育院																																									
図	図書館																																									
産	先端産学連携研究推進センター																																									
保	保健管理センター																																									

情	総合情報メディアセンター		情	総合情報メディアセンター	
術	学術研究支援総合センター		術	学術研究支援総合センター	
博	科学博物館		博	科学博物館	
環	環境安全管理センター		環	環境安全管理センター	
卓	卓越リーダー養成機構		卓	卓越リーダー養成機構	
	(新規)		イ	イノベーション推進機構	
放	放射線研究室		放	放射線研究室	

附 則 (令和元年7月1日規程第8号)  
この規程は、令和元年7月1日から施行する。